

子育て支援のための行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年6月1日～ 令和7年5月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

＜対策＞

- 令和5年 6月～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年 7月～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

目標2：令和6年10月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

＜対策＞

- 令和6年 6月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和6年10月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知